

平成 29 年度 2 月 韮崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 2 月 26 日 (月) 13:30~14:30

2. 開催場所 韮崎市役所 別館 201 会議室

3. 出席委員 (28 人)

農業委員

1 番 柳本 進
2 番 中村 正三
3 番 相山 泰
4 番 小澤 豊
5 番 岩村 栄比古
7 番 神谷 昇次
8 番 守屋 勝弥
9 番 矢巻 文司
12 番 功刀 福幸
13 番 小野 弘文
14 番 久保田 一弘
15 番 矢崎 貢太郎
16 番 矢崎 清香
17 番 齊藤 一成
18 番 横内 金弥
19 番 新奥 長生

農地利用最適化推進委員

1 番 瀧田 正充
2 番 渡邊 昭夫
3 番 近藤 友文
4 番 横森 一郎
5 番 欠瀬 勝男
6 番 山岸 健司
7 番 鳴津 榮男
8 番 佐藤 安茂
9 番 田邊 幸男
12 番 清水 寛文
14 番 上野 和雄

欠席委員 (5 名)

6 番 小川 龍馬 (農業委員)
10 番 笹本 武光 (農業委員)
11 番 藤巻 正朝 (農業委員)
11 番 山本 幸治 (農地利用最適化推進委員)
13 番 漆原 富士夫 (農地利用最適化推進委員)

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による申請の承認について	6 件
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による申請の承認について	1 件
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による申請の承認について	3 件
議案第 4 号	農地法第 5 条事業計画変更申請の承認について	1 件
議案第 5 号	経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画の承認について	5 件
報告第 1 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による届出について	1 件
報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について	1 件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 戸島 雅美
書記次長 飯野 一伸
書記（主幹） 梶 喜美子

6. 会議の概要

事務局次長

只今から平成 29 年度 2 月 葦崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いします。

会 長

（会長あいさつ）

事務局次長

それでは、葦崎市農業委員会会議規則第 5 条により、本日の議案審議については会長が議長をとめます。議事の進行をお願いします。

議 長

本日、出席委員は 19 名中 16 名で、定足数に達しております。

次に、葦崎市農業委員会会議規則第 16 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

では、14 番 久保田委員、15 番 矢崎貢太郎委員をお願いいたします。会議書記には事務局職員の飯野氏と梶氏を指名いたします。

なお、葦崎市農業委員会会議規則第 12 条第 2 項により農地利用最適化推進委員の出席を許可します。そして、発言についても同会議規則第 12 条第 3 項に基づき議長が指名することで発言してください。それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いします。

事務局長

それでは概要説明に入らせていただきます。

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による申請の承認について	6 件	6,028 m ²
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による申請の承認について	1 件	377 m ²
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による申請の承認について	3 件	1,326 m ²
議案第 4 号	農地法第 5 条事業計画変更申請の承認について	1 件	3,942 m ²
議案第 5 号	経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画の承認について	5 件	14,974 m ²
報告第 1 号	農地法第 3 条の第 1 項の規定による届出について	1 件	844 m ²
報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について	1 件	2,944 m ²

となります。

次に、会務報告ですが 2 月 7 日、山梨県農業会議常設常任議員会議に柳本会長に出席していただきました。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するもの6件であります。

受付番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）相互に交換のための所有権移転の申請であります。

受付番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）相互に交換のための所有権移転の申請であります。

受付番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）宅地に隣接のための所有権移転の申請であります。

受付番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

議 長

これより質疑に入ります。質問、意見等がございますか。

(質問意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、受付番号1番から6番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号、受付番号1番から6番は原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集3ページをご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は1件であります。

受付番号1番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は市民交流センターニコリの東約20mで駐車場の申請であります。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からの報告になります。

受付番号1番について、中村委員をお願いします。

中村委員

申請地は市街地で既に駐車場として使用されており、始末書の提出もあり追認ということで許可相当と思います。

議 長

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、受付番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号、受付番号1番については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は3件です。

受付番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地はJA梨北東支店西側30mで、個人住宅建設の申請です。

受付番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町公民館北80mで、個人住宅建設の申請です。

受付番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は受付番号2番と同様で、看板店の資材置場の申請です。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、各地区担当委員からご報告をお願いします。

受付番号1番について欠瀬委員をお願いします。

欠瀬委員

申請地は昨年まで耕作していたと思われませんが、周辺への影響もないので許可相当と思います。

議 長

受付番号2番・3番について小川委員をお願いします。

事務局

小川委員は本日欠席しておりますが、次のとおり事務局まで報告を受けています。

申請地は学校周辺でこれから宅地化が進んでいくと思われれます。住宅建設と資材置場ですが、周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議 長

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、受付番号1番から3番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号、受付番号1番から3番については原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議 長

次に、議案第4号「農地法第5条事業計画変更申請の承認について」を事務局より説明をお願いします。

事務局

議案集5ページをご覧ください。許可後の事業計画変更について説明いたします。受付番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)駐車場への一時転用期間延長のための事業計画変更です。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いします。受付番号1番について、中村委員をお願いします。

中村委員

申請地の東と南に農作物を作っていますが、作業的には問題がないので許可相当と思います

議 長

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。これより採決いたします。議案第4号、受付番号1番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号、受付番号1番については原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議 長

次に、議案第5号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を事務局より説明をお願いします。

事務局

議案集 6 ページをご覧ください。韮崎市農地利用集積計画の承認を求められています。新規の利用権設定が 5 件です。

受付番号 1 番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借で、作物：水稻、大豆、期間：5 年、新規設定です。

受付番号 2 番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借で、作物：野菜、期間：3 年、新規設定です。

受付番号 3 番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃借料：77,000 円/年、作物：ぶどう、期間：1 年、新規設定です。

受付番号 4 番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃借料：5,000 円/年、作物：りんご、期間：10 年、農地中間管理事業です。

受付番号 5 番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借で、作物：ぶどう、期間：10 年、農地中間管理事業です。

以上の計画申請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

議 長

これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 5 号、「経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議案第 5 号、「経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画について」は原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局

今月の報告案件について一括して説明いたします。

（報告第 1 号、2 号の説明）

議 長

報告案件について、事務局より説明が終わりました。

報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の議案の審議事項はすべて終了いたしました。

その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議 長

それでは、以上をもちまして平成29年度2月韭崎市農業委員会議案審議を終了いたします。

事務局次長

近藤推進委員長代理より閉会のあいさつをお願いします。

近藤推進委員長代理

あいさつ

事務局次長

ありがとうございました。

議事に参与した者の職、氏名

飯野 一伸 書記

梶 喜美子 書記

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

署名委員 _____

署名委員 _____